

小牧市高齢者等住宅改修費助成制度

(介護保険の居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給とは異なります)

高齢者及び要介護(要支援)者がそれぞれの能力を活かしながら、在宅で自立した生活が送れるようにするため、住宅改修を行う際の改修費用の一部を助成します。介護保険の認定がある方は、介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給が優先となります。

■対象者及び助成対象経費の限度額

1. 要介護認定で非該当となった65歳以上の虚弱な高齢者(市の確認項目に該当する方)であって、生計を一にする世帯全員の市民税が非課税の方
→20万円を上限として、対象経費の9割の金額を支給
2. 介護保険の要介護(要支援)認定者であって、生計を一にする世帯全員の市民税が非課税の方
→10万円を上限として、対象経費の9割の金額を支給

※申請前に工事を行っている場合は対象外です。

※支給は1住宅につき1回限りです。

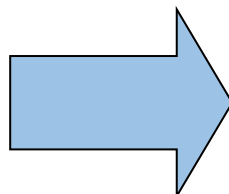
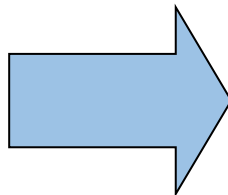
※「生計を一にする世帯全員」とは、住民票上の世帯員のみならず、別世帯の生計維持者・税法上の扶養者も判定に含まれます。

※過去に介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給を上限額(18万円)まで受けている場合や、介護保険自己負担割合が2割以上の方の場合、生活保護を受けている場合は対象外となります。

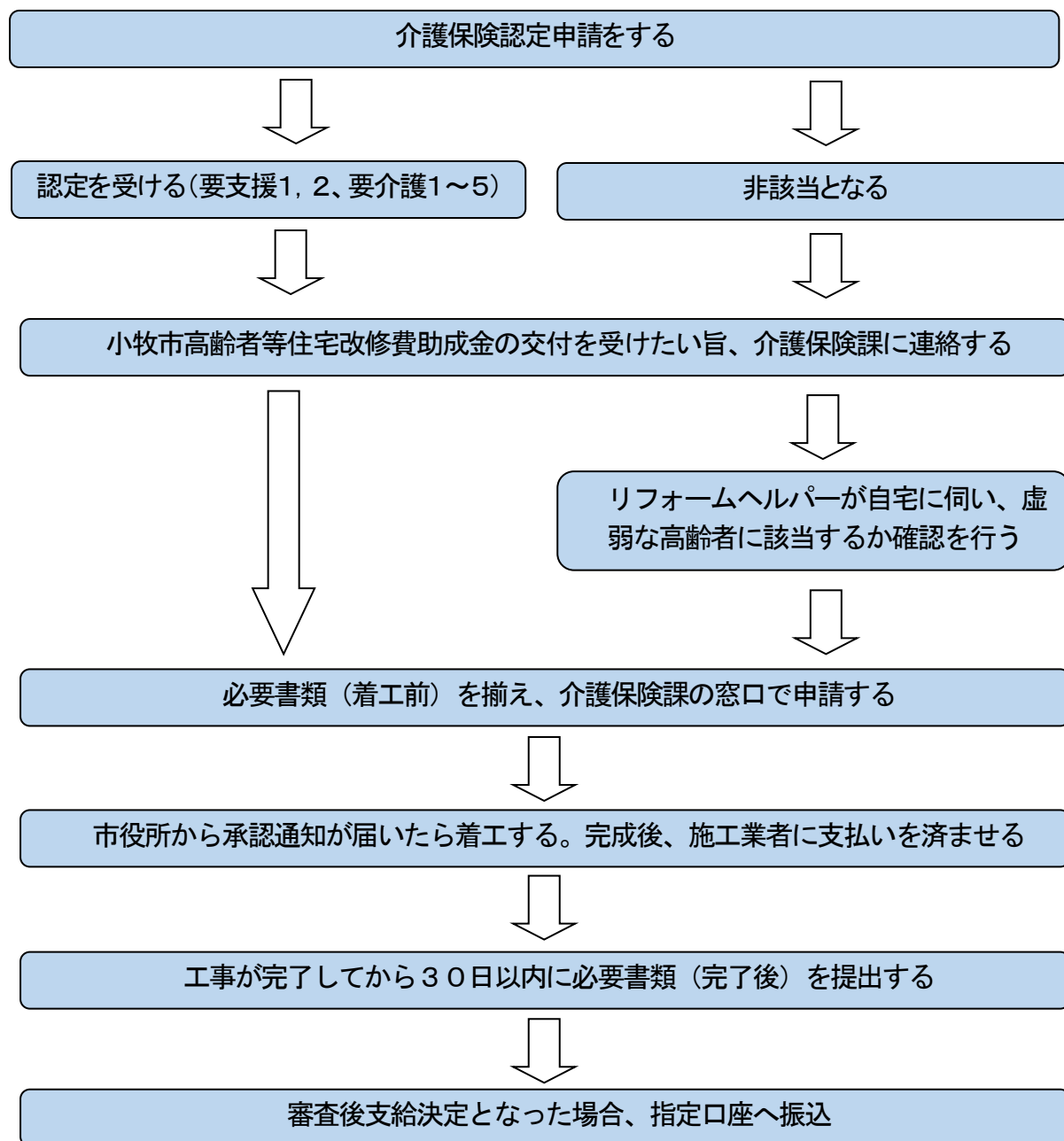
※助成金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、切り捨てとなります。

■対象工事

- 1 手すりの取付け
- 2 段差の解消
- 3 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
- 4 引き戸等への扉の取替え
- 5 洋式便器等への便器の取替え
- 6 その他1～5の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修



■手続きの流れ



■申請時に必要となる書類

【着工前】

1. 住宅改修費助成計画書
2. 工事費見積書
3. 施工前写真(日付入)
4. 平面図
5. 断面図（段差解消する場合のみ）
6. 住宅の所有者の承諾書（住宅の所有者が当該利用者でない場合）

【完了後】

1. 住宅改修費助成金交付申請書
2. 領収書（原本、被保険者名義）
3. 工事費内訳書（承認通知日以降の日付のもの）
4. 施工後写真(日付入)
5. 請求書

問い合わせ先：小牧市役所 介護保険課 給付指導係 (0568) 76-1153